

令和6年

議会運営委員会

3月13日

豊明市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

令和6年3月13日

午前11時50分 開会

午後零時28分 閉会

1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	岡島ゆみこ	委員	青木 けんじ
委員	鈴木智和	委員	こんどう のぶお
委員	武谷としお	委員	毛 受 明 宏
議長	鵜飼貞雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長	深草広治	議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎 二
議事課主査	梅本 憲		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長 浅井俊一

5. 傍聴議員

中堀 りゅういち	浅井 たかお	近藤 ひろひで	服部 龍 一
いとう ひろし	郷右近 修	三浦 桂 司	一色 美智子
堀内 ちほ	清水 義 昭	ふじえ 真理子	

6. 傍聴者

10名

午前 11 時 50 分開会

○議会運営委員長（月岡修一議員） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

議長、御出席でありますので、挨拶をお願いいたします。

鵜飼議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 皆様、お疲れさまです。

本日の議会運営委員会、請願 1 件でございます。

議員に直接関係する請願でございますので、慎重審査のほうよろしくお願ひします。

以上です。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の傍聴については、申合せに従って15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました議案につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

それでは、請願第 1 号 会議中の議員の居眠り禁止を求める請願を議題といたします。

請願者入場ですので、いましばらくお待ちください。

それでは、委員会を進めます。

請願者の後藤さんより請願の趣旨説明の申出がありますので、5 分以内で説明をお願いいたします。

後藤 学さん。

○請願者 それじゃ、座ったままで失礼します。

私は、ほとんどの方が御存じだと思いますけれども、昨年 4 月まで市議会議員を務めておりました沓掛町在住の後藤 学です。現在は、一市民、一納税者、そして何よりも一主権者として、豊明市政並びに豊明市議会の動きを観察しております。

今回の請願は、そうした活動の中で気づいた様々な問題のうち、議会基本条例の理念から大きく逸脱した議員の行動とそれを黙認する議会の体質の改善を図るため、内外に豊明市議会の恥をさらすようなことを承知の上であえて行ったものであります。

まず申し上げたいことは、今、市民の生活は非常に厳しい状況にあるということを議員の皆さんは理解しているか、しようとしているかということです。

市民の中には、子どもにきちんと栄養を取らせるために自分の食事を2回に減らす保護者がいる、奨学金という名の多額の借金をしながら高等教育を受けざるを得ない若い人たちや、それも諦めて退学する学生がいる、高齢でゴミ出しや買物もままならない身になって、少ない年金で生活保護以下の生活に甘んじなければならぬ人がある、こんな悲しくなる事例がこのまちにも残念ながら少なからずあります。一見、普通の暮らしができていように見える人たちでも、物価高騰の中、給料は伸びず、苦しいやりくりを強いられている人がほとんどだと思います。

そうした人々に寄り添い、よく言われる誰一人取り残さない市政を、今流行のお題目としてではなく本当の意味で実践するのが行政の役割であり、それを監視しつつ政策提言を行って推進していくのが議員の役割であるはずです。

豊明市の議会費、皆さん、幾らかかっているか知っていますか。年間約2億5,000万円、そしてこの大半が議員と事務局職員の人件費です。豊明市の職員にも多額の人件費がかかりますが、それは子どもの保育や教育、道路など公共施設の整備、介護や医療サービスの提供など、目に見える具体的な形で市民生活に確かに役立っています。

議員は、市の政策を改善させるとともに効率化させることによって、年間2億5,000万以上の価値を生み出さなければ存在価値はありません。民間のようにリストラして、この2億5,000万円を福祉や教育、環境の向上に使えば相当な事業ができ、よほど市民生活の向上に役立ちます。このような批判に耐えるだけの仕事をする大きな責任が議会、そして個々の議員に重くのしかかっていると思います。

そのために議員は、問題意識を持って絶えず情報収集し、学習し、それを踏まえて真剣な議論をしなければなりません。議論する人だから議員なのです。

にもかかわらず、その議論の場で居眠りを頻発に繰り返すというのは言語道断です。今議会、職員の降任処分の報告がありましたが、公務員でも一度就職したら定年まで何をしても安泰ではありません。地公法の分限処分により、怠慢や能力不足による降任もあれば、解雇もあり得ます。議員も仕事をしないのであれば、選挙でなくても事実上の解雇、これ除名ですね、も可能です。そういうことにならないよう、居眠りを繰り返した議員には猛省を促し、議会には議員が緊張感を持って仕事をする仕組みづくりを求めます。

なお、この請願については、ぜひ委員間討議を行って議論を深めていただきたいと私から要望します。

参考までに、豊明市議会基本条例第30条は、議員の討議を重視すべきということをうたっておりますが、同条例の実施状況の中間評価、令和4年度に行いました。これはC評価になっています。これは議会自ら行った評価でC評価です。反省してるんです、議会はそ

ういうことを。はずなんです。

以上、申し上げて陳情といたします。よろしく申し上げます。

○**議会運営委員長（月岡修一議員）** 御苦勞さまでした。

本請願につきましては、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、紹介議員に移動していただき、説明をお願いします。

林委員。

○**林 ゆきひろ委員** 着座にて、若干の補足説明をさせていただきます。

今回、請願の内容について、議員の居眠りを禁止するという内容でありますけども、本会議場でありますと、実際私の席から、正直、なかなか居眠りしてるかどうかというのは確認、なかなかできないような状況であります。

しかし、今回の請願者、後藤氏以外にも、傍聴している方から、本会議の開催中に居眠りをしている議員がいるという話は、ほかの方から、何人かから聞いているというところでもあります。

しかも、この請願文の中にもありますけども、頻繁に居眠りを繰り返してるというようなお話もお聞きしました。また、初めて議場に傍聴に来られたという方からも、寝ている議員がいたというようなお話も聞きますし、やはり初めて見に来られた方、議員が居眠りしている様子を見たらやっぱり失望するんじゃないかなと私は思います。

議会は豊明市の最重要施策、そういったことを審議し、監視、評価を行う重要な場です。そういったところを見られると本当に大変恥ずかしいことだなというふうに思っております。

これ、我々議員として厳しく律して禁止していかなければならないと、市民は真面目に取り組む、そういう議員を求めていると思います。ぜひ委員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○**議会運営委員長（月岡修一議員）** 御苦勞さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明ができることあればお願いいたします。

議会事務局長。

○**議会事務局長（浅井俊一君）** 特に事務局の側の立場から何か申し添えることはございません。

以上です。

○**議会運営委員長（月岡修一議員）** では、請願者へ対しての質疑がある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願者への御質問をします。

これまでの議会活動は、議会費年間約2億5,000万円に対し、どれほどの成果があったと考えておられますか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 後藤さん、どうぞお願いいたします。

○請願者 先ほど言いましたように、議員の仕事というのは監視と政策提言ということに議会基本条例上なっております。この監視、提言がどれだけされているかということが2億5,000万円の価値を生み出しているかどうかということだと思んですけど、例えば監視という点でいうと、NPOが議員の議案の賛成率を令和2年と令和5年にまとめて、どの議員がどれに賛成した、100%かとか、どの議員が70%かというのを出示しておりますけれども、議員の約75%、つまり4人に3人は、当局から出てくる議案を何の修正もなく100%賛成、チェックして問題点を明らかにして、場合によっては修正するのが議会の役割ですけども、その役割を4年間1回もないということは放棄しとるというふうにしか考えられないんですけど、そういう人が75%、4人のうち3人ですね。

それから政策提言、この政策提言も問題提起をする人は、こういう問題があるからこういうふうにしたらどうだというふうに、政策とセットでやってみえるんですよ。だけど、問題にしない人は、政策提言、基本的にはないわけですよ。中には、こういうことをしたらどうだという提言もあることはありますけれども、非常に政策提言も少ない。

ちなみに、先ほどの議会基本条例の中間評価で、これ28条に政策提言するというようなことが書いてありますけれども、議員自身の評価でこれもCです。私たちはやっておりますと議会が言っているのと同じことです。そういう評価になっています。

私も1年間、市民の目だという視点で見てきましたし、いろんな人の声も聴いてきましたけれども、市民の目から見れば、議会は2億5,000万に値する仕事はとてできていない、そのことが、もう10年近く前になりますけれども、議員定数削減の、私、代表者になって署名集めをやりましたけれども、もう10人のうち八、九人が、そりゃそうだ、議員なんか減らせと言って署名してくれるんですよ。あっという間に8,700ぐらいだったかな、集まりました。

そういう評価を受けておるということをよく認識していただきたい。2億5,000万のうちの大部分は、大部分とまでは言えないかもしれないけども、かなりの部分が税金の無駄遣いであるというふうに私は考えております。

以上です。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに請願者へ対する質疑がある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○**こんどうのぶお委員** 請願書に、議員に対して職責にふさわしい報酬が支払われているという記述がございました。報酬が働きぶりに比べて高過ぎるということでしょうか。

○**議会運営委員長（月岡修一議員）** 後藤さん。

○**請願者** 報酬がふさわしいかどうかというのは、個々の議員によると思うんですね。私の8年間の在任中では、今報酬が約年670万ですけれども、これでは気の毒だなあと思うくらい優秀で一生懸命やる議員もいました。もうその一方で、これだけの報酬が払われているのかと思う人もたくさんいます。

ちなみに、この670万、皆さんの実働時間、実働時間というのは、本当の議員の活動だけじゃなくても、例えば地元で呼ばれたから行って話をしたとかというようなことも含めて、私自身の経験からいうと、私は相当一生懸命議案も全部調べて、一般質問も1時間ちゃんとやりましたけれども、正職員の半分、自分の、私は現職でしたので、40年間市の職員でしたので、現職時代と比べると一生懸命やりましたけれども、半分ぐらいかなという感じですよ。

仮に670万、1,000時間とすると、時間単価6,700円ですよ。その半分もやってない人がいっぱいいます。半分だとしても、この倍だと1万3,400円ですか、もう2万円に近いような時間単価、弁護士でも弁護士相談行くと1時間1万円ですので、弁護士を超えるような、司法試験受かって弁護士になった人を超えるような報酬をもらっているという、私は働きぶりに比べてほとんどの人が非常に高過ぎるというふうに思っております。

以上です。

○**議会運営委員長（月岡修一議員）** 続きまして当局、あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

こんどうのぶお委員。

○**こんどうのぶお委員** 議会中に居眠りなどをすることは考えられないことですが、どなたがどのくらいなことをしていたんでしょうか。

○**議会運営委員長（月岡修一議員）** 後藤さん、どうぞ。

○**請願者** 私は、議員も人間ですので、前の日ちょっと疲れていたとか、睡眠不足だったとかってことでたまにこっくりしちゃうということは、それはあり得ると思います。それはたまにあることは、それは仕方がないと、人間ですのでと思いますけれども、頻繁にしょっちゅう寝ているというのはよくないと思います。

それで、失礼ですがお名前申し上げますけれども、この頻繁によく寝てみえる方、今、その委員長席に座っておられる月岡議員だけです。ほかに頻繁に寝る方はいません。月

岡議員は、議員の最後段、私は傍聴席の最前段で見ますので、方向も右と左に分かれておりますので、横から見ているとよく分かります。

ちなみに、私は6月議会から、先ほどどなたかの議員の御発言にもありましたけど、前のほうに座っておると、後ろの議員が寝てるかどうかなんて分からないんですよ。それで私は、市民の立場になって、傍聴席へ行って初めてこんなに寝てるのかと思ってびっくりしました。6月議会が初めてで、度々居眠りしていたのでびっくりしましたけれども、記録まで取りませんでした。9月議会で行ったら、またそんなことをしているので記録に取りました。

9月1日、10時15分から10時25分まで10分、10時40分から10時58分まで18分、11時30分から11時46分まで16分等々ですね。9月4日の日も10時25分から10時50分まで25分、13時22分から13時47分まで27分。これ、私が気がついたときに書いた時間でこれだけですので、これ以上にあるということです。それから、12月議会も同じように言いますと、11月30日、11時35分から11時56分まで21分、それから13時10分から13時23分まで13分、13時45分から16時16分まで31分というように、まだずっとありますが時間がかかかりますので省きますけれども、9月議会のときは私が気がついただけで8回、1時間35分、合計。それから12月議会も8回、合計2時間23分。

それで、私はこの請願を出しましたので、これは議員の皆さんの目に入っておると思います。当事者は自分のことだということは分かっておたさうと思えますけれども、だから今回は寝ることはないだろうと思って、私あんまり注視しませんでしたけれども、たまに見ると、今議会も時々寝ておる姿を目にしました。記録までは取っておりませんが、そういう状態です。

誰がどのくらいということでしたので、豊明市議会の居眠りをしているのは月岡議員、そして居眠りの時間は先ほど申し上げたような状況です。

以上です。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに、当局あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

ほかに、こんどう委員以外いらっしゃいませんか。

こんどう委員、どうぞ。

○こんどうのぶお委員 その議員は月岡議員ということだということですね。その議員の居眠りを誰かが注意することはなかったんでしょうか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 後藤さん、どうぞ。

○請願者 月岡議員の居眠りを一番よく分かるのは、前から見ている議長だと思うんです。

ね、議会全体が見渡せますので。私は議長が注意したのは、現役のときも、それから傍聴者になってからも一回も記憶がありません。議長にはそういう権限があります。それで、それでも従わない場合は、先日、傍聴者の方に声を大にして退場を命じますよと言っておられましたけれども、そういうときにはそういうことを言われるけれども、眠っている人には何も言われない、議長はそういうふうです。

それから、両隣の議員、右側も議席表で見ただけであれば分かりますけれども、元議長経験者が2人並んでいます。それから左側にも議長経験者、誰一人注意することはありませんでした。なお、すぐ隣の方は同じ会派の会派長です。

それから、議長のすぐ隣に座っている議会事務局長、議会事務局長は職員だから、こういうところではあまり言うのはという気持ちがあるかもしれませんが、常時、議長の隣に座ってサポートしている、それが議会事務局長の議場における役割です。

日頃、議会事務局がいろんなことで議員の活動をサポートするのはいいんですが、過剰な介入をしたり、干渉をしたり、そういうのを私も現役のときに見てきました。そのくらい議員のことに過大な補助をされるのに、何も言っていない。

議会事務局長は市の幹部です。議会の事務局長がなぜ執行部側の市の幹部会に出るのか分かりませんが、もし間違っと思ったら後で言ってください、執行部側の幹部会にも出てるような、幹部会って七、八人ですよ、せいぜい。そんなとこへ出るような人が、議員がしょっちゅうしょっちゅう寝てるのに何も注意しない。そういう議会事務局長の下にあるので、職員が、傍聴者のちょっとしたことを一々注意に来るんですね。

昨日もありました。委員会で、耳が少し遠いかもしれませんが、よく聞こえないからといって、この辺、入り口の辺へ来た人をわざわざ席に戻れとしつこく言って席に戻してました。議員の中には、本人に問題があるんじゃないのみたいなことを言ってる人もいました。

議会基本条例をわざわざ改正して、障がいのある人が議会に来たときは、ちゃんと聞けるようにちゃんと対応すると、一律に決められないから個々のケースに応じて対応するというのを、まずはつい最近、議会基本条例を改正して、豊明市議会には障がいのある方に対応するというのを決めたばかりですよ。議長や事務局長がそういうふうだから、職員はただルールに従って、聞こえなくても元の席に戻れなんていうようなことを言うわけです。そういう悪影響も及んでいるということをよく御認識いただきたいと思います。

以上です。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに、当局あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

毛受委員。

○毛受明宏委員 請願のこの一部の内容のほうでちょっとお聞きしますが、1として豊明市議会……。

(マイクをの声あり)

○毛受明宏委員 失礼いたしました。

請願の内容としてお聞きします。

1は、居眠りを厳禁とすること、2が、議長、委員長等は居眠り議員に対して厳重注意すること。この2のところ、請願者は議長、委員長に対して注意をしているのかという確認というところ、今ずっと御答弁聞いとれば、そんなことなのかなとは思いますが、議長の、本人のほうに確認はされたでしょうか。

○議会運営委員長(月岡修一議員) 答弁願います。後藤さん。

○請願者 私は議場のことを申し上げておりますので、議場でそういうことを見たことがないということをおっしゃるんです。ひょっとして陰で言っているかもしれません。もし陰で言っていてあんな状態が続いてるんだとしたら、その議長の指導力は何なのかということだと思います。

○議会運営委員長(月岡修一議員) ほかに。毛受委員、どうぞ。

○毛受明宏委員 この請願が出てから、ちょっと議長に確認、私、させていただきました。注意をしてないのかっていうことで、真っ正面から見ると。私も一度は座ったことありますのでよく見える場所なんですけど、注意はしているというふうで、私は、ここにも議長おられるんで確認していただければいいんですけど、注意はしているということでお聞きしているんですけど、そうなってくると、ちょっとこの内容と相違の部分が出てくると思いますが、請願者はどうお考えでしょうか。

○議会運営委員長(月岡修一議員) 答弁願います。

後藤さん。

○請願者 議長が注意しているならば、注意してやめさせて、ちゃんとやめさせて議長ですよ。それやめさせられないようなら、議長としての能力に欠けるということですよ。

(そうですねの声あり)

○請願者 辞任したほうがいいと思います、そういう議長は。

(あなたに言われる筋合いのない声あり)

○議会運営委員長(月岡修一議員) ほかに、当局あるいは請願者への質疑のある方。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願者の方へ聞きます。

請願の中で、議員の会議中の居眠りを厳禁するとありますが、これはもちろん議会で考えることですが、請願者として何か御提案はございますか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 後藤さん、どうぞ。

○請願者 まずは、すぐできることとして、議長、委員長がきちっとそういう場合は、その場で注意してやめさせるということだと思います。

釈迦に説法になりますけれども、自治法131条、失礼しました、129条ですね。129条は、議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは議場の外に退去させることができると。私は、議場で眠るなんていうことは秩序を乱すことだと思います。みんな寝とったら議会やれませんか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに。

当局あるいは。

○請願者 それから、そういうことでまず、議長、委員長がきちっと注意をするということ、それから先ほど両隣の議員、分かっている議員のことを申し上げましたけれども、これが法第131条ですけれども、議員は議長の注意を喚起することができるというのがあります。これも議員であればそういうことは知っておられると思いますので、できるのに、これやらなかったということだというふうに解釈ができると思います。やってください。

それから、政治倫理審査会、これは議員で3人以上の方が申立てをすれば政治倫理審査会にかけることもできます。今回、これだけのことを、これだけの事実が明らかになったわけですので、自分たちで調査していただいてもいいですが、政治倫理審査会にかけるということもできると思います。

それから、議会でまれに眠っている光景が映ってることもあるんですね、実際。ですが、議会は、一般的には発言してる本人しか映りません。隣で大きな声でやじっていても映らない。

余談ですけれども、私は今回の裁判で、市長が大声で議会で不規則発言しているということの立証に大変苦労しました。ですので……。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 後藤さんに申し上げます。

その発言は必要ないんじゃないですか、その……。

○請願者 あくまでも余談ですので、すぐ戻りますが。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 余談はやめてください。

○請願者 すごい強気で言われますね。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 失礼でしょう。

○請願者 後で一言、委員長に申し上げたいことがあります。

そういうふうで一部しか映ってないので分からないわけですよ、見てる人は全体が。寝てる人の証明もできないんですよ。これはやっぱり全体をちゃんと映像で映して放映するように改めていくべきだと思います。今の機械でできるのか、金をかけて替えなければならないのか、そういうようなことがありますので、それは議会でよく議論していただければいいと思いますが、そういうことをすべきだと思います。

それから3番目、悪質な原因は、議員は、先ほども言いましたけれども、あまり悪質であれば除名ということも議員の権限でやれます。一般職員でいえば解雇です。これは私がやれとかどうとかいうことではありませんので、議会の良識でそういうことも検討ができるということを申し上げておきたいと思います。

以上ですが、それに補足して申し上げますけれども、先ほどから委員長が私に注意したりしておりますけれども、この委員会で月岡議員が委員として出席している、さらに委員長までやっているというのは利益相反になるんじゃないんですか。豊明市議会ではそういうことって関係ないんですか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに、当局あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

（事務局のサポートはないのか、こういうときにの声あり）

○議会運営委員長（月岡修一議員） まだ続くの。

（はいの声あり）

○議会運営委員長（月岡修一議員） こんどう委員、どうぞ。

○こんどうのぶお委員 会議中の議員を居眠りする、居眠り禁止を求める請願書の記の2番目なんですけど、議長、委員長は、居眠り議員に対し、厳重に注意をすることとなっておりますが、具体的にどのようにされるんでしょうか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 後藤さん、どうぞ。

○請願者 誤解されるといけないので言っときますが、この厳重に注意というのは、議場の場でのことを言っております。その次の3番についても、本会議の場あるいは委員会の場、そういう会議の場のことを言っております。それは別に普通の、何々議員、居眠りをやめてくださいというだけで私は結構だと思います。

誤解されるといけないので言っときますけれども、議長が注意するというのは、議場以外ではできないんですね。政治倫理審査会にかけて、そこで注意ということが決まれば注意できるけれども、そうでなかったら議長は何の権限もないんですよ。議員を呼んで注意したりとか、そういうことは。そういうこともよく行われているようですけれども、議長室へ議員を呼んで注意をしたり、どうこうということは、そういう権限は議長にはありま

せん。ありませんので、そういうことは議場の中だけで、こういう場合にきちんとやっていただきたい。

以上です。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに、当局あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 浅井事務局長にお聞きしますが、月岡委員が寝ているのを分かってるんでしょうか、気づいてるんでしょうか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

浅井事務局長。

○議会事務局長（浅井俊一君） 明確に寝てらっしゃるかかどうかというところは正直判断が、私ではちょっとつきかねるところはあるかと思っております。目を閉じてらっしゃる方はたくさんみえますし、それに対して寝ていますとはっきり私がちょっと自信を持って申し上げるとするのはちょっと苦しいなと思います。問いかけて、ごめんなさい、寝てましたと言われないと、正直、寝ているかどうかというところの判断はつきかねるっていうのが私の見解かなと思っております。

以上です。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに、当局あるいは請願者への質疑のある方。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今、これ非常に恥ずかしい事態で、私は委員間討議を提案いたします。どうでしょうか。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ただいま委員間討議の申出がありましたが、皆さんにお諮りをいたします。

委員間討議を実施するかどうか、賛成の方の挙手を求めたいと思います。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（月岡修一議員） こんどう委員ただ1人ですね。

賛成少数ということで委員間討議は行いません。

ほかに質疑なければ質疑を終結しますが、よろしいですか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（月岡修一議員） では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願第1号 会議中の議員の居眠り禁止を求める請願書です。

我々、豊明市の市会議員は、市民から選出された議員であります。その市政運営全般にわたって市政を監視する義務を担っております。その責務が居眠りによってできていない、そういった恥ずかしい、こういった請願があります。これを何とか打開したい、そういった意味も含めまして私は賛成、採択といたします。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに討論のある方。

毛受委員。

○毛受明宏委員 請願第1号について、会派3人とも出てるんですが、いろいろ話した結果、趣旨採択といたします。

先ほどのちょっと、請願者へのお話もさせていただいたんですが、この1、2、3の中で、2のところではやはりちょっと引っかかるところがありまして、議長に問合せをしてみました。そしたら、その後には注意をしているということで、全く注意をしてないというふうには取っていないもんですから、しかしながら、この請願自体に対しては、戒めとして受け止めておきたいと私は心に思っておりますので、趣旨採択といたします。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに討論ある方、挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 私も、趣旨採択をさせていただきたいと思います。

請願の趣旨は大変理解をしました。議員としても戒めとして心に留めておきたいと思っております。

ただ、3項、各議員とりわけ会派の長、今、会派の長をさせていただいておるんですが、大人として居眠りは個々人の判断というか、自分で戒めとして、自分で律すべきことですので、議員が注意するというわけではなく、とりわけ会派長が注意するというわけではなく、各議員が戒めとして判断すべきことと思っております。

趣旨採択にします。

○議会運営委員長（月岡修一議員） ほかに討論のある方、挙手を願います。

よろしいですか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（月岡修一議員） それでは、紹介議員は委員席に御移動願います。

それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号は、採択、賛成という討論ありましたので、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議会運営委員長(月岡修一議員) 2名の方ですね。

ありがとうございます。

賛成少数であります。趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議会運営委員長(月岡修一議員) ありがとうございます。

請願第1号は趣旨採択に賛成多数でありますので、趣旨採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書について、私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○議会運営委員長(月岡修一議員) ありがとうございます。委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後零時28分閉会